

総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第123号 令和4年度岩国市一般会計補正予算（第6号）

議案第152号 令和4年度岩国市一般会計補正予算（第7号）

以上2議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第132号 岩国市個人情報の保護に関する法律施行条例

議案第133号 岩国市職員の高齢者部分休業に関する条例

議案第134号 岩国市行政組織条例

議案第135号 岩国市情報公開条例の一部を改正する条例

議案第136号 岩国市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

議案第137号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第138号 岩国市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第139号 岩国市一般職の職員の給与に関する条例及び岩国市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

議案第140号 岩国市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第141号 岩国市運動施設条例の一部を改正する条例

議案第146号 南岩国駅前広場等整備工事請負契約の締結について

議案第147号 岩国市総合計画基本構想の策定について

議案第148号 指定管理者の指定について

議案第150号 指定管理者の指定について

議案第153号 岩国市中央公民館解体工事請負契約の締結について

以上15議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、提案された、

議案第132号 岩国市個人情報の保護に関する法律施行条例

議案第135号 岩国市情報公開条例の一部を改正する条例

議案第136号 岩国市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

以上3議案の討論におきまして、一部委員から、「国の法律に一元化されることで個人情報の保護という観点が見直されるといふ危惧があるため、賛成しがたい」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第134号 岩国市行政組織条例の審査におきまして、

委員中から、「今回の組織の見直しにおいて、中山間地域振興課が対象の一つとなった理由と、見直しによるメリットをどのように考えているのか」との質疑があり、

当局から、「現在、中山間地域振興課は移住定住班と地域活動支援班の2班からなっている。

まず、移住定住班の業務については、岩国市への移住相談全体の中で、中山間地域を担当している。一方で、移住定住については、広報戦略課が、中心市街地なども含めて所管している部分もある。現状では地域によって所管する担当課が分かれていることから、今後、ワンストップで全市的な情報を提供することが可能な体制にしたいと考えている。

また、地域活動支援班の業務についても、新たに市民協働部に設置する地域づくり推進課に移行し、自治会活動や市民活動との協働の推進と併せて、総合的・主体的に地域づくりを進めていく体制を取ることが望ましいと考えており、そうすることで、各総合支所の地域振興課との連携も強化されると考えている」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「移住定住班の業務が産業振興部のシティプロモーション課に移管されるとのことだが、市民の方から、中山間地域の振興が減速するのではないかという声が上がっている。見直し後は何人体制になるのか。また、各総合支所の地域振興課との連携強化は本当に実現できるのか」との質疑があり、

当局から、「現行の中山間地域振興課の人員体制は、地域活動支援班が3人、移住定住班が2人で、課長を含めると6人となっている。人員の配置については、現行の人員配置をベースに考えており、市全体での地域づくりという考え方の中で、各総合支所と、その中心となる地域づくり推進課の職員が同じ認識、同じ目標の下に取り組んでいくので、職員の意識も含めて強化できると考えている」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「移住・定住に関して、中山間地域と中心市街地の取組内容が若干異なるのではないかと考えており、本当にこの体制で本市全体としての移住・定住の強化につながるのか」との質疑があり、

当局から、「移住・定住の窓口を一元化するほうが、より多くの実績が上がると考えており、お互いの部署が協議して、これがベストだという形で提案させていただいている」との答弁がありました。

本議案につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第147号 岩国市総合計画基本構想の策定についての審査におきまして、

委員中から、「本構想における、将来像を支える基本理念の中に、豊かで美しい自然を守るとあるが、今後の取組などについて問う」との質疑があり、

当局から、「岩国市総合計画基本構想を実現する基本計画の中の施策として、自然環境の保全があり、例えば自然環境の保全ということであれば、森林環境の保全と森林基盤の整備を具体的な施策として掲げている。また、その施策の実現に当たっては、下位の計画である岩国市森林整備計画や岩国市農林業振興基本計画などにより取り組んでいくこととしている」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、自然環境の保全に係る取組の課題についての質疑があり、

当局から、「豊かで美しい自然を守ることに関して、市として計画を立てて保全に取り組んでいるところだが、国がカーボンニュートラルに向けて推し進めている様々な

施策によって、自然エネルギーである風力発電やメガソーラーの建設などが行われ、いろいろな環境の変化が出てきているといった課題がある」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「美和町においてはメガソーラーの建設が大変な自然破壊、環境破壊につながっていると考えており、特に、太陽光パネルにおいては、有毒な物質や災害の問題もある。また、別の場所では、風力発電の計画もあると伺っている。建設後は自然環境を元に戻すことは不可能であり、国が旗振り役となって再生可能エネルギーを推進し、様々な規制が緩和される中、市として何らかの規制が必要ではないかと考えるが、見解を問う」との質疑があり、

当局から、「実際にメガソーラーに関する様々な問題は全国各地で出てきており、各自治体が条例などを設置して、その地域に合った規制をかけるといった取組事例も見られる。一方で、国の推し進める施策に対し、地方自治体がバランスを取っていくことは難しく、また県境をまたぐような事業については、広域的な取組が必要になってくる場面も考えられることから、山口県と歩調を合わせ、各自治体とも情報共有しながら、自然を守っていくために、そうした取組も含めて考えていきたい」との答弁がありました。

本議案につきましては、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。
以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。